地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備

令和7年度予算案(令和6年度当初予算額) : 252億円(252億円) ※国と都道府県の負担割合2/3、

地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整 備を促進するための支援を行う。

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

※赤字が令和7年度当初予算案による拡充分

- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備(土地所有者(オーナー)が施設運営法人に有償で貸し 付ける目的で整備する場合や、改築・増改築を含む)に対して支援を行う。
 - (対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模な特定施設(ケアハ ウス、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅))、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グルーブホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時 対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス(離島・奄美群島・山村・水 源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る)、緊急ショートステイ、施設内保育施設
 - ※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている(介護医療院を含む)。

- ②上記対象施設を合築・併設を行う場合に、それで14年度より一版別様になれ、各部道内家の支援を行うにない「最優別機関とない。 ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。 ④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービス(※)を整備する際に、あわせて行っ広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を行う。
- ※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護 特定施設(ケアハウス、介護付きホーム)。 いずれも定員規模を問わない。 ・一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替(災害イエローゾーンにおいては現地建
- 替も含む。) にかかる整備費の支援を実施。 ⑥ 移転用地の確保が困難な大都市において、老朽化した介護施設の改築・大規模修繕等を促進させるため、工事中に介護施設の利用者を受け入れる代替施
- 設の整備を公有地において実施する場合の費用の支援を実施。 地域の介護ニーズに応じて、地域密着型施設から広域型施設への転換による受け皿の拡大、 2 施設以上の施設の集約化・ダウンサイジング等(サービス
- 転換含む)に取り組む施設整備費(大規模修繕含む)の支援を実施。※ 都市部においては、5%の加算を設定。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備(既存施設の増床や再開設時、大規模修繕時を含む)に要する経費の支援を行う。
 - ※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。
 - ※「大規模修繕時」は、施設の大規模修繕の際に、あわせて行う介護ロボット、ICTの導入支援に限る。
 - ※介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発のための取組についても支援を行う。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等に ついて支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権(一定の条件の下、普通借地権)の設定のための一時金の支援を行う。
- ④ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舎の整備に対して支援を行う。

特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を行う。
- ③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を行う。
- ④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を行う。
- ※1~3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

介護施設等の改築・大規模修繕等の工事中における代替施設整備事業(R7~)

移転用地の確保が困難な大都市に所在する老朽化した介護施設等の改築・大規模修繕等を促進させるために、 改築・大規模修繕等の工事中に利用者を受け入れるための代替施設を整備する事業を対象とする。

(代替施設を活用できる介護施設等)

特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費 老人ホーム、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)、 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定 期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援 センター、生活支援ハウス(離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限 る)、緊急ショートステイ、施設内保育施設

※いずれも定員規模は問わない。



(補助要件等)

- 代替施設を活用するためには、工事を行う介護施設等が大都市に所在すること。
- ※ 大都市とは、指定都市、特別区、その他都道府県知事が必要と認めた地域
- 代替施設を整備する土地が公有地であること。
- 代替施設がレッドゾーン・イエローゾーンに所在しないこと(イエローゾーンについては例外あり。)。
- 実施主体は、都道府県、指定都市、特別区、その他都道府県知事が必要と認めた地方公共団体とする。
- 代替施設を整備するにあたっては、施設種別ごとに定めのある施設基準を遵守すること。

(例外)

自然災害等が発生した場合において、実施主体の長がやむを得ないと判断した場合は、一時的に代替施設以外の 目的で活用しても差し支えない。

▼ 地域密着型サービス等から広域型施設への転換事業(R7~)

高齢者の増加が見込まれる大都市において、介護施設等の不足や人材競争の激化、介護ニーズの増加等に対応するため、都市部に所在する地域密着型サービス等が、広域型施設への転換(サービス転換を含む)を行う事業について対象とする。

(対象施設等)

地域密着型特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模な特定施設(ケアハウス、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅))、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス(離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る)、緊急ショートステイ、施設内保育施設



(補助要件)

- 対象施設等が都市部に所在すること。
 - ※ 都市部とは、都道府県知事が必要と認めた地域
- 事業者は、転換及び生産性向上に資する投資に関する計画を作成し、施設等が所在する市町村町の同意を得ること。
- 転換後の施設等がレッドゾーン・イエローゾーンに所在しないこと (イエローゾーンについては例外あり。)。
- 当事業の実施を行った介護施設等は、事業実施後に処遇改善加算 I 若しくは II 又はそれらに相当する加算を 取得すること。

案 広域型施設におけるダウンサイジング実施事業(R7~)

地域の実状を踏まえた定員の減員を行うため、過疎地域等に所在する広域型の介護施設等を、広域型介護施設(床数減少)や地域密着型サービス等施設へと転換(サービス転換を含む)する事業を対象とする。

(対象施設等)

定員30名以上の広域型介護施設等(※)

※ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)、養護老人ホーム、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、一部地域における整備に限る。)



(補助要件)

- 対象施設等が過疎地域等※に所在すること。
- 整備内容(ダウンサイジング)は、現在定員を基準として 10 パーセント以上の減員(転換を含む)に必要な整備とする。
- 事業者は、減員及び生産性向上に資する投資に関する計画を作成し、施設等が所在する市町村町の同意を 得ること。
- 転換後の施設等がレッドゾーン・イエローゾーンに所在しないこと(イエローゾーンについては例外あり。)。
- 当事業の実施を行った介護施設等は、事業実施後に処遇改善加算 I 若しくは II 又はそれらに相当する加算を取得すること。

※離島振興法(昭和28年法律第72号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、水源地域対策 特別措置法(昭和48年法律第118号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)又は豪雪地帯対 策特別措置法(昭和37年法律第73号)の適用を受ける地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令(令和3年厚生労働省令第83号)附則第4条の適用をうける場合を含む)。

介護施設等の集約・再編実施事業(R7~)

地域の介護ニーズに応じたサービスを提供するため、大都市及び過疎地域等に所在する次の2 つ以上の広域型施設が合築又は併 設を行う場合に必要な整備を実施する事業及び、広域型・地域密着型サービス等の施設等が、2 施設以上を統廃合するために必 要な整備する事業を対象とする。

(対象施設等)

特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人 ホーム、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるも の)、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス (離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る)、緊急 ショートステイ、施設内保育施設

※いずれも定員規模は問わない。



(補助要件)

- 対象施設等が大都市※1又は過疎地域等※2に所在すること。
- 事業者は、減員及び生産性向上に資する投資に関する計画を作成し、施設等が所在する市町村町の同意を 得ること。
- 当事業の実施後の施設等がレッドゾーン・イエローゾーンに所在しないこと(イエローゾーンについては例外あり。)。
- 過疎地域等においてが当事業を実施するにあたっては、当事業実施後の施設等が、都市再生特別措置法第 81条による立地適正化計画に記載される居住誘導区域等に立地すること。
- 当事業の実施を行った介護施設等は、事業実施後に処遇改善加算 I 若しくは II 又はそれらに相当する加算を 取得すること。
- ※1 指定都市、特別区、その他都道府県知事が必要と認めた地域(人口20万人以上を目安とする)
- ※2 離島振興法(昭和28年法律第72号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、水源地域 対策特別措置法(昭和48年法律第118号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第1 9号)、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)又は豪雪地帯対 策特別措置法(昭和37年法律第73号)の適用を受ける地域(過疎地域の持続的発展 の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令(令和3年厚生労働省令第83号)附則第4条の適用をうける場合を含む)

老健局高齢者支援課(内線3928)

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援(地域医療介護総合確保基金)

令和7年度当初予算案 252億円の内数 (252億円の内数) * () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、①多床室の個室化に要する改修費、②簡易陰圧装置の設置に 要する費用、③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用を支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 多床室の個室化に要する改修費

■事業内容

事業継続が必要な介護施設等において、 感染が疑われる者が複数発生して多床室 に分離する場合に備え、感染が疑われる 者同士のスペースを空間的に分離するた めの個室化(※)に要する改修費について 補助

※可動の壁は可

※天井と壁の間に隙間が生じることは不可

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助単価・補助率

1 定員あたり116万円

※ 補助率を導入











《個室化》

② 簡易陰圧装置の設置に要する費用

■事業内容

介護施設等において、感染が疑われる者 が発生した場合に、感染拡大のリスクを 低減するためには、ウイルスが外に漏れ ないよう、気圧を低くした居室である陰 圧室の設置が有効であることから、居室 等に陰圧装置を据えるとともに簡易的な ダクト工事等に必要な費用について補助

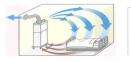
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助単価・補助率

1施設あたり:510万円×都道府県が認め た台数(定員が上限)

※ 補助率を導入





③ 感染拡大防止のためのゾーニング環 境等の整備に要する費用

新型コロナウイルス感染症対策として、 感染発生時対応及び感染拡大防止の観点 からゾーニング環境等の整備に要する費 用について補助

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助単価・補助率

ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング:118万円/箇所従来型個室・多床室のゾーニング:707万 円/箇所

家族面会室の整備:413万円/施設 ※①~③補助率を導入



介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備(R2~)

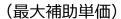
「介護離職ゼロ」の実現に向けた受け皿整備量拡大と老朽化した特養等の広域型施設の修繕を同時に進めるため、 介護施設等の新規整備を条件に行う、定員30人以上の広域型施設の大規模修繕(おおむね10年以上経 過した施設の一部改修や付帯設備の改造等)・耐震化について補助する。

(新規整備する介護施設等)

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向 け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるも
 - ※ いずれも定員規模及び助成を受けているかは問わない。

(大規模修繕・耐震化する広域型施設)

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ◆ 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム



1定員あたり

133万円



※補助単価は令和6年度の単価

(補助要件等)

- 1の介護施設等の新規整備につき、1の広域型施設の大規模修繕・耐震化が対象。
- 新規整備する介護施設等と大規模修繕・耐震化する施設の場所は、同一敷地内や近隣に限定されない。
- 介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の整備主体は同一法人であること。
- 都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の両方 に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めること。

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・I C Tの導入支援(R2~)

介護現場の生産性向上を推進するため、介護施設等の大規模修繕(おおむね10年以上経過した施設の一部 改修や付帯設備の改造)の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を補助対象に追加する。

(現行の開設準備経費の

補助対象時点)

- 開設時
- 増床時
- 再開設時(改築時)
- ※現行の開設準備経費の補助対象
 - ・施設開設時の設備整備
 - ・人材募集・研修に係る経費等

(開設時等の開設準備経費の 最大補助単価)

特養、老健、認知症グループ ホーム、介護付きホームの例:

1 定員あたり 98.9万円

(拡大後の開設準備経費の

補助対象時点)



- 増床時
- 再開設時(改築時)



大規模修繕時

(大規模修繕時の開設準備経費の 最大補助単価)

特養、老健、認知症グループ ホーム、介護付きホームの例: 1 定員あたり 49.6万円

※補助単価は令和6年度の単価

<例①: 天井の内装改修や電気設備改造と 見守りセンサー及びWi-Fi環境整備>





<例②:給排水設備の改造工事とロボット技術を 用いた設置位置を調節可能なトイレ整備>



<例③:浴室の改修工事とロボット技術を用いた 浴槽の出入り動作の支援機器整備>



(補助要件等)

- 補助対象経費は、介護従事者の確保分における「介護ロボット導入支援事業」及び「ICT導入支援事業」に おいて対象となっている機器等を導入するために必要な経費。
 - (なお、介護ロボット・ICT以外の設備整備、人材募集・研修に係る経費等は対象外。)
- 〇「介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕·耐震化整備」と併せた補助実施も可能。

介護職員の宿舎施設整備(R2~)

介護人材(外国人を含む)を確保するため、**介護施設等の事業者が介護職員(職種は問わず、幅広く対象) 用の宿舎を整備する費用の一部を補助する**ことによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。

(補助対象施設等)

- 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院
- ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
 - ※ いずれも定員規模は問わない。

(補助基準額)

- 宿舎の定員規模や設備、居室類型は問わない。
- ただし、補助対象となるのは、補助対象施設等(建築中を含む)の職員数分の定員規模までであって、1定員 あたりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む)33㎡<u>以下</u>とする。
- O 土地の買収や整地費用、設備整備に係る経費は対象外。

<u>(整</u>備方法)

- O 新築のほか、既存建物を買収した整備(新築より効率的な場合に限る)、既存建物を改修した整備も対象。
- 土地所有者が補助対象施設等の運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合も対象。(オーナー型)

(補助要件等)

- O 宿舎の家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- 宿舎の設置場所は、施設等の敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- 宿舎の入居者は、補助対象施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、宿舎の定員規模の2割以内 において、職員の家族等や介護保険・老人福祉関連施設・事業所(サ高住を含む)の職員の利用も可能。

令和 6 年度 介護施設等の整備に関する事業見込量等調査① (事業別・都道府県別の令和 6 年度執行予定)

区分		北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
1. 地域	1. 地域密着型サービス等整備助成事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち介護施設等の合築等	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	0	-
	うち空き家を活用した整備	0	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-
	うち介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	0	-	-		-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0	-
	うち災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち災害イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 介護	施設等の施設開設準備経費等支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち大規模修繕の際の介護ロボット・ICT導入支援	0	-	-	-	0	-	0	-	0	0	-	-	-	0	-	-
3. 定期	借地権設定のための一時金の支援事業	-	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	-	-
4. 既存	の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 民有地マッチング事業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-
6. 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業		0	0	0	0	-	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-
7. 介護職員の宿舎施設整備事業		0	0	-	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-

区分		石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
1. 地域	密着型サービス等整備助成事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち介護施設等の合築等		-	0	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-
	うち空き家を活用した整備	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-
	うち介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	-	-	-	-	-	-	0	-	0	0	-	-	0	0	0	-
	うち災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち災害イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 介護	施設等の施設開設準備経費等支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち大規模修繕の際の介護ロボット・ICT導入支援	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0	-	-	0	0	0	-
3. 定期	借地権設定のための一時金の支援事業	-	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	0	-	-	-	-
4. 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 民有地マッチング事業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6. 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業		0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. 介護職員の宿舎施設整備事業		0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-

(補助率)

1宿舎あたり

1/3



令和6年度 介護施設等の整備に関する事業見込量等調査② (事業別・都道府県別の令和6年度執行予定)

区分		岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
1. 地域密着型サービス等整備助成事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち介護施設等の合築等	0	-	-	-	ı	0	-	ı	0	-	-	-	-	-	0
	うち空き家を活用した整備	-	0	-	-	ı	-	-	ı	-	-	-	-	-	0	-
	うち介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	0	-	0	0	ı	0	-	ı	-	0	-	0	-	0	-
	うち災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち災害イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	0	-
2. 介護	徳設等の施設開設準備経費等支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち大規模修繕の際の介護ロボット・ICT導入支援	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-	-	-	0	0	0
3. 定期		-	0	-	-	ı	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-
4. 既存	D特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 民有地マッチング事業		-	-	-	-	ı	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
6. 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業		0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. 介護職員の宿舎施設整備事業		0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0

※令和7年2月10日集計時点

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 「令和7年度予算案(令和6年度当初予算額):12億円(12億円)

※令和6年度補正予算:64億円

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**スプリンクラー**設備等の整備、**耐震化**改修・**大規模修繕等**のほか、**非常用自家発電・給水**設備の整備、**水害対策に伴う** 改修等、倒壊の危険性のある**ブロック塀**等の改修の対策を講じる

既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業 **(1**)

高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、 新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対し 消防法令の改正に伴い、 施設種別 補助率 上限箱 下限額 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介 ○スプリンクラー設備(1,000㎡未満) ○スフリンクフー設備(L,000m未満) ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ボンブユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設 (300㎡未満) ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設 (500㎡未満) 護事業所等の宿泊を伴う事業 定額補助 なし ─ ※上記施設種別のうち、定員のうち要介護3~5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難 た要介護者を主として λ 居させるもの | に該当する施設を除く

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等(※)を促進 ※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

施設種別(※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ)	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	r= 400 4+ 04	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居字介護事業所 等	定額補助	773万円/施設	ただ」、非常用自家発電設備はなり。

③ 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	総事業費6,160万円/施設	総事業費80万円/施設

④ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力や水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)、 給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備 水実対策に伴う改修等を促進

	又小伯・地・小小の市	山小政哺)の登哺、小吉刈束に仕 7以修寺を延進					
		施設種別	補助率	区分	_	上限額	下限額
非常用自家発電設備 (i) 水害対策に伴う改修等 (ii)		特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養	国 1/2 自治体 1/4	i	i		総事業費500万円/施設
小舌刈束(□拝り以修寺(Ⅱ)	護老人ホーム、介護医療院		ii		なし	総事業費80万円/施設
	施設種別				率	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、	介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療	院		1 (0		総事業費500万円/施設
給水設備	小規模特別養護老人ホ 規模介護医療院	- 一ム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模:	養護老人ホーム、小	自治体	1/2 1/4 なし		なし
	認知症高齢者グルーフ	プホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		事業者	1/4		

┃ ⑤ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。 また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置※を促進

	※地域 医療用 機能 日	世体基立で 石用して 7 和 2 年度月	51 久悃正丁昇かり天旭していた	争未を物官
	施設種別	補助率	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知 症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	入所系の介護施設・事業所	定額補助	4,000円/㎡	なし

